

中小企業信用保険法第2条第5項第2号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

① 次のいずれかに該当すること。

イ 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定により経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者（注1）」という。）と直接取引を行っている場合において、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業の場合は、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上（※）減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上（※）減少することが見込まれること。

（※）認定要件の緩和により、「20%以上」は「10%以上」に読み替えるものとする。

ロ 申請者が、指定事業者と間接的な取引の連鎖関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上（※）減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上（※）減少することが見込まれること。

（※）認定要件の緩和により、「20%以上」は「10%以上」に読み替えるものとする。

ハ 申請者が、中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定により経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上（※）減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上（※）減少することが見込まれること。

（※）認定要件の緩和により、「20%以上」は「10%以上」に読み替えるものとする。

② 指定事業者が金融機関である場合にあつては、当該金融機関と金融取引を行っている申請者（金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上である者に限る。）が適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。

注1：「指定事業者」及び「指定期間」は、経済産業省告示によるものとします。

※指定期間内に認定申請を行うことが必要です。

注2：法人の場合は「本店登記が札幌市内にあること」又は「事業実態のある事業所が札幌市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が札幌市内にあること」が必要です。

注3：「販売数量」は、単価が同一である単一製品を取り扱う中小企業者のみが利用できます。

2 認定申請手続について

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書に必要事項をご記入のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。

共通書類	<ul style="list-style-type: none">・ 最近1か月間の売上高等及びその後の2か月間の各月の見込売上高等、並びに当該3か月に対応する前年同期の売上高等が確認できる資料(試算表、売上台帳、法人概況説明書など)・ 決算書、売上台帳、仕上台帳、総勘定元帳、納品書等で、取引依存度が確認できる資料・ 委任状 ※金融機関等が代理で申請する場合
法人の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し
個人の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 確定申告書の写し(直近1期分) ※事業所の所在地を確認できるもの

- (2) 札幌中小企業支援センターで受付を行い、原則翌営業日以降に札幌市公印を押印した認定申請書を認定書として交付いたします。
なお、申請受付時間は9:00~12:00、13:00~16:30です。
- (3) 認定書の発行日から30日以内に、信用保証協会に申込をする必要がございます。

【相談・申請受付窓口】

札幌中小企業支援センター
所在地：札幌市中央区北1条西2丁目
北海道経済センタービル2階
電話：011-200-5511

【制度の運用】

札幌市経済観光局経営雇用支援部
商業・経営支援課金融・経営支援担当係
所在地：札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市役所本庁舎15階